

殿

〇〇労働局長

労働者募集〔の制限
に関する指示〕について

職業安定法第37条〔第1項
第2項〕により下記のとおり労働者募集〔を制限
に関する指示を〕するので
通知する。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内

(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に、〔都道府県労働局長
厚生労働大臣〕に対し審査

請求をすることができる。

また、処分の取消の訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内(ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に提起することができる。

記

(理由)

(制限事項)

- ・ 募集時期
- ・ 募集人員
- ・ 募集地域
- ・ その他募集方法